

市内3か所の避難所で

ペットと同室で過ごせます！

市内の33か所の指定避難所のうち3か所をペットと同室で過ごせる避難所に位置づけ、避難時の室内へのペット受け入れを可能とします。(同室避難)



※同室避難とは…

避難所施設内の指定された部屋で、飼い主とペットが同じスペースで避難することをいいます。

<ペットと同室避難ができる指定避難所>

犬山市民交流センター「フロイデ」

1階「協働プラザ」

(犬山市松本町四丁目2番地)



犬山市体育センター(勤労青少年ホーム)

3階「会議室」

(犬山市大字羽黒新田字上堅箴1番地1)



楽田ふれあいセンター

2階「情報工房」

(犬山市字外屋敷5番地1)



<ペット避難に関する避難所のルール>

- ・ペットは飼い主が責任を持って世話をすること
- ・施設内ではペットをケージに入れること
- ・ペットは指定された場所で飼育し、他のスペースに入れないこと
- ・避難生活に必要な物（エサ、薬、ケージ、首輪など）は飼い主が準備すること
- ・病気やアレルギーがある方も避難されていることに配慮し、避難者同士の「思いやり」の気持ちを欠かさないこと
- ・避難所運営本部（施設管理者、避難所担当職員など）の指示に従うこと

<日頃の準備>

★ ペットのしつけと健康管理

- ・ケージに入ることを嫌がらないよう、日頃から慣らしておく
- ・不必要に吠えない、他の動物を怖がらないよう慣らしておく
- ・ノミ、ダニなどの予防をしておく
- ・不妊去勢手術をしておく



★ 行方不明にならないための対策

- ・首輪と迷子札やマイクロチップを装着しておく

★ ペット用の避難用具や備蓄品の確保

- ・療法食、医薬品
- ・キャリーバッグ、ケージ、首輪、ペットフード、水
- ・トイレ用品、レジャーシート、バスタオル、新聞紙、ガムテープ



★ 情報収集と避難訓練

- ・居住地のハザードマップにより危険箇所、避難場所を確認し、避難訓練を行う

【問合せ先】

犬山市 防災交通課（電話：0568-44-0346）